

契約事例に見る開発輸入の実態

名和 聖高

Abstract

This paper intends to clarify the actual circumstances in development-import business through studying an example of the agreement as employed for the case in the leek (Welsh onion) imported to Japan from the People's Republic of China.

The Japanese Government has taken provisional safeguard measures against importation of three kinds of agricultural products including leek, almost of which are supposed to be produced in the People's Republic of China in a scheme of development-import business conducted by the Japanese enterprise.

With respect to the measures to be applied by the Japanese Government under Article 7 of Agreement on Safeguards of GATT-WTO upon expiration of the duration of the existing provisional measures for 200 days, an argument for and against the same will be extensively made from now on particularly relating to the way/manner in which the Japanese enterprise should conduct its development-import business. Such an argument will be made from several points of view, and one of which shall be an analysis of the agreement actually employed for development-import business by the Japanese enterprise.

This paper gives an insight into the actual circumstances in development-import business by the Japanese enterprise through studying the provisions of the agreement employed for the same.

1. はじめに

GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) 19条の特定産品の輸入に関する緊急措置 (Emergency Action on Imports of Particular Products) 及びセーフガードに関する協定 (Agreement on Safeguards) に基づくものとして2001年4月23日付けで発動された葱及び生椎茸並びに畳表に関する暫定緊急輸入制限措置 (Provisional Safeguard Measures) との相関で、我国商社や量販店等による開発輸入¹⁾の在り方について様々な議論が為されている。所謂農林族議員からは「愛国心に欠ける」「国益を損なう」「国賊」と罵倒され²⁾、我国経済の今日的閉塞状況創出の元凶の一つとしても指弾を受ける開発輸入であるが、国内市場需要への適切な対応と

自らの生き残りや収益構造の改善乃至競争力の向上を希求する企業のみならず、鮮度や残留農薬問題等の衛生・安全上の議論や所謂食糧安全保障に関する議論も一部にはある³⁾が、一般に消費者からも高い評価を受けているビジネス手法であることは間違いない。また、栽培・加工・生産技術等の輸出国側への移転を通じた所謂現地貢献という側面も否定できない。この開発輸入を通じて日本市場に展開される農水産物、加工食品、繊維製品等が関係国内産業・企業に多大な影響を及ぼしていることは事実であるが、極論すれば、斯かる産業・企業は国内的市場競争力を既に喪失している、又は競争力を回復し得ないものと言え、少なくとも自由貿易を標榜する GATT-WTO 体制下にあつては、一定猶予期間における品質向上等を通じた比較優位産業への構造改革・転換が出来なければ、市場からの退場を余儀なくされるものなのである。200日間を限度とする前述の暫定セーフガード措置及びその後の原則 4 年以内のセーフガード措置⁴⁾も、斯かる改革・転換を具体化する為の猶予期間であると明確に認識される必要がある⁵⁾。

本稿は、前述の暫定セーフガード措置の対象とされた白葱の大多数が中国からの開発輸入品であるという事実⁶⁾を踏まえ、その実態を契約事例の分析を通じて明らかにすることを企図している。開発輸入とセーフガード発動との相関に関する今後の議論を深化せしめる為には、開発輸入の実態を各当事者の権利義務関係が規定された契約条件を分析する、という視点からのアプローチも必要である旨思料する故である。

尚、本稿で分析対象とする契約事例は、中国上海の農業公司甲及び我国総合商社乙並びに我国青果業者丙の所謂三者間契約である。当該契約書は日本語及び中国語を以て作成されているが、ここでは日本語版に基づく分析を試みた。具体的な規定に言及する場合には、当該契約書中の条文表現に何らの改変を加えることなく記述した。その為に、日本語表現として如何かと思われる部分があり、規定間の内容的重複も見受けられるが、契約書の実例に依拠する論述として、敢えて修正・再構成を施さないこととした。

II. 開発輸入契約の逐条分析

第 1 条には定石通り⁷⁾本契約の目的が規定されている。即ち、甲保有の上海郊外の農場における日本市場向け白葱の栽培、加工、出荷等に関する甲及び我国総合商社乙並びに我国青果業者丙の合意事項を定めることが本条の目的とされる。

第 2 条には本事業遂行上の実質的な KEYMAN である丙派遣技術者に関する基本的事項が規定されている。即ち、①当該技術者は本事業、白葱の栽培、加工、保管、輸出に関する一切の権限を有すること、②当該技術者の日中往復旅費、中国内でのホテル代・電話代・損害保険料は丙の負担とされること、③当該技術者の本農場内での食費、上海市内への交通手段に関する費用は甲の負担とされること、が定められている。当該技術者は広範且つ強力な指

揮・監督権限を有し、所謂プラント取引における Project Manager（通称プロマネ）と同様の位置付けである旨思料される。しかしながら、一般的な技術援助契約等に基づく技術者派遣に関する条件に比べて派遣側（技術提供側）の費用負担が大きいことに留意する必要がある。

第3条には目的物である白葱の栽培に関する甲の各種義務が規定されている。即ち、①丙派遣技術者の指示に従って栽培計画を立案すること、②丙派遣技術者の指示に従って手順通りに栽培作業を進めること、③栽培作業を進める上で必要な作業人員を丙派遣技術者の指示に従って所定の期日迄に確保すること、④白葱栽培に必要な機械、器具類の整備・管理を丙派遣技術者の指示に従って行うこと、⑤白葱栽培に際して肥料の散布・保管を丙派遣技術者の指示に従って行うと共に、肥料の保管状態について乙及び丙に報告すること、⑥丙派遣技術者の指示に従って日本の使用基準に基づいて指定された農薬を使用すること、⑦農薬を丙派遣技術者の指示に従って保管すると共に、農薬の保管状態について乙及び丙に報告すること、⑧白葱種子を丙派遣技術者の指示に従って保管すると共に、種子の保管状態について乙及び丙に報告すること、⑨丙派遣技術者の指示に従って農薬散布・散水・施肥その他の指示事項に関し圃場別に当該技術者が必要と認める程度に詳細に記録し且つ保管すること、また当該記録は10日毎に乙及び丙に提示されなければならない、水害、早魃・立枯その他丙派遣技術者が異常と認める事態が発生した場合には、当該10日毎の報告とは別に当該技術者の指示に従った報告を乙及び丙に対して行うこと、⑩丙派遣技術者の指示に従って日別最高温度・最低温度・降水量その他当該技術者の指示事項に関して気象記録を作成・保管すること、⑪第13条（検査・検品規定）に基づく品質検査の不合格品を中国内で販売する場合には、乙及び丙の提示する出荷条件に従うこと、また不合格品の生産に要した費用は種子・肥料・農薬等を除き全て甲負担とされること、⑫丙派遣技術者の指示に従って水利等の早魃対策を当該技術者が適当と認める水準で行うべきこと、が定められている。本条は本契約における中心的条項の一つであり、日本向け白葱の栽培に関する甲の役割乃至義務が作業手引書の記述の如く詳細且つ具体的に規定されると共に、それらの履行に対する丙派遣技術者の強大な権限の存在が明らかにされている。一定の品質を有する白葱の日本市場に対する安定的供給を図る為には、殊に丙派遣技術者の判断・指示が或る意味で絶対的な物差として位置付けられる必要があると言えよう。

第4条には白葱の種子、農薬、肥料等の丙供給資材の管理に関する甲の各種義務が規定されている。即ち、①種子、農薬、肥料等の資材について管理責任者を明確な形で選任し、その氏名及び職務等を文書を以て乙及び丙に報告すると共に、その者をして所定保管場所における当該資材の保管及び数量管理を為さしめること、②当該管理責任者をして当該資材の保管状態及び数量を毎日記録せしめると共に、それを乙及び丙に報告すること、③当該資材の紛失、汚損等の使用不能の又は使用に支障をきたす事態が発生した場合には、それによって生じた損害額について現金を以て弁済すべきこと、が定められている。農産物の開発輸入の

場合には、一般に種子・農薬・肥料等は商品輸入者側（本件の場合には乙乃至丙）から生産者側（本件の場合には甲）に対して無償支給され⁸⁾、それらに関する所有権は当然に当該支給者に留保されることになる。無償支給品である以上、それらを占有する生産者側に善管注意義務が生じること当然であるが、本件の場合には、それらが特定の目的の為に日々消費されるものであるが故に、斯かる義務履行の実効性担保を企図して報告義務も課されている。甲の損害賠償義務に関しては、甲の善管注意義務違反に起因する乙乃至丙の損害に対する賠償義務を意味しようが、その額は紛失・汚損等の資材の相当額及び当該資材の補充に要する運送費等の所謂実費に留まり、商品化を通じて得られたであろう利益（逸失利益、期待利益）の補填まで拡大することは著しく困難と言えよう。

第5条には白葱の収穫等に要する農業機械、皮剥き器の供与、使用等に関する規定が設けられている。即ち、①丙は農業機械及び皮剥き器を甲に無償供与すること、それらは無償供与時から5年間は甲乙丙三者が合意する作物に対してのみ使用されること、それらの整理・管理は作物の栽培・加工・保管に支障をきたさないように甲が丙派遣技術者の指示に従って行うこと、②当該農業機械及び皮剥き器は甲乙丙三者が合意する圃場における作物の栽培・加工・保管に関してのみ使用されること、甲は乙丙以外の者との栽培契約に基づく作物の栽培・加工・保管には当該農業機械及び皮剥き器を使用し得ないこと、これらの義務に甲が違反した場合には、丙は甲に対して当該農業機械及び皮剥き器の代金相当額の支払を求める損害賠償請求権を有すること、が定められている。種子、農薬、肥料等の資材の対価性如何につき明記されていない前条とは異なり、本条では丙がそれらを甲に無償供与する旨が明記され、更に甲の義務違反に起因する損害賠償請求権を有するのが丙であるとされ乙は除外されている。蓋し、当該供与主体は丙であり、甲の義務違反との相関で乙に損害が生じるものとは考えられない故である。本条の「無償供与」は、本契約終了時の返還に関する規定が存在しないことから、基本的には「貸与」ではなく「贈与」を意味するものと解されるが、特定の目的を実現する為の「無償供与」であるが故に、その用途を明確に限定すると共に適切な管理を受贈者たる甲に要求している旨思料される。甲に本条規定の義務違反が認められる場合に農業機械及び皮剥き器の代金相当額の損害賠償請求権が丙に生ずる旨の規定は、因果関係の相当性如何及び補填されるべき損害額如何の見地からして、一種の損害賠償額の予定⁹⁾として認識しない限り、その妥当性を認めることは著しく困難である。蓋し、甲の義務違反（債務不履行）は農業機械及び皮剥き器の破損・滅失を招来する訳ではない故である。尚、白葱の商品化に際して最も人手を要する作業が皮剥きであると言われており、当該業界の常識として機能的な機器の日本側からの供与は不可欠とされている模様である。

第6条には白葱輸送用の梱包資材の支給に関する規定が設けられている。即ち、第13条（検査・検品規定）に基づく品質検査に合格した白葱についてのみ、ダンボール、テープ、輪ゴム、箱用バンド等の梱包資材の必要量を丙が甲に支給することが定められている。検査合格

品に関する梱包資材に限って丙が甲に無償支給するという主旨であろうが、実務的には、丙派遣技術者の指揮の下に甲が保管する当該梱包資材が検査合格品の梱包用に使用されることとなり、検査合格確認後に丙から甲に支給されることを意味する訳ではなかろう。本条の主旨は、検査合格品以外の白葱に関して丙支給の梱包資材を使用してはならないと言うこと、及び検査合格品であっても日本向け輸出が確認された白葱に関してのみ丙支給の梱包資材を使用し得ると言うことであろう旨思料される。

第7条には土壌及び水質の分析、報告に関する規定が設けられている。即ち、①各圃場の土壌及び水質については栽培前に1回、栽培期間中に1回、丙派遣技術者の指示する内容と方法によって甲が分析し且つその結果を乙及び丙に報告すること、②加工場の水質の分析及び報告についても前項と同様とされるべきこと、が定められている。土壌や水質は白葱に限らず農産物の栽培上の言わば基本設備であり、乙及び丙が最も関心を寄せる事項の一つである。第1項の各圃場における土壌及び水質の分析・報告に加えて第2項の加工場における水質の分析・報告が要求される理由は、収穫された白葱自体の品質に問題が無くても、加工作業で利用する洗浄用水の水質に問題があれば、その商品性に重大な影響が及ぶことにある。問題が生じた後に市場からの回収その他の措置を講じるのではなく、問題の発生を未然防止する為の手法の一つとして本条の如き分析・報告に関する規定が設けられるのであり、斯かる思考は本条のみならず、本契約の随所に表現されている。

第8条には白葱の価格及び数量に関する規定が設けられている。即ち、①日本向け白葱の農場渡し¹⁰⁾価格は、1畝¹¹⁾当り1重量トンの日本向け輸出用収穫が出来たことが確認されることを条件に、2人民元/kgとされ、出荷数量が増減する場合には、1畝当り増量100kg毎に価格をkg当り1角ずつ低く、また1畝当り減量100kg毎に価格をkg当り1角ずつ高くするスライド方式に基づき算定されること、②日本向け輸出用白葱の出荷数量は最大目標で4,000重量トンとし、それ以上の出荷数量となる場合は別途協議されること、但し当該数量は第13条(検査・検品規定)に基づく品質基準検査合格品たる白葱であって××年11月10日以降翌年3月31日迄に出荷される白葱につき算出されることにつき規定されている。種子・農薬・肥料等の資材及び梱包資材並びに農業機械・皮剥き器が丙から無償提供され、また本事業遂行上のKEYMANである丙技術者の派遣(受入れ)に要する費用の大部分の負担を免除された甲が生産する白葱は、本契約にあつては、形式的には甲によって販売されることになる。我国企業が注文者(委託者)となり、海外企業が加工者(受託者)となる委託加工取引は逆委託加工と称され、原材料等及び加工品の売買という形を採る方式と、原材料等及び加工品の無為替輸出入という形を採る方式とに大別される。前者にあつては、委託者と受託者との関係は原材料等及び加工品に関する各売買ということになり、当然に各売買代金の授受が為されることになる¹²⁾。後者にあつては、委託者と受託者との関係は一種の請負乃至委任(準委任)ということになり、役務対価としての報酬が委託者から受託者に対して支払われることにな

る¹³⁾。実質的には請負乃至委任（準委任）に類する取引であるにも拘らず、会計税務上の理由から敢えて売買の形を採る例も少なくなく、その場合には、原材料等の売買価格や加工品の売買価格の調整が図られることとなる。本件にあっても、種子・農薬・肥料等の資材を形式的には有償支給とし、その代金相当額を日本向け白葱の価格設定に際して控除するといった調整手法¹⁴⁾が採られ、その結果が農場渡し2人民元/kgの価格設定であると考えられる余地もある。1畝当たり1重量トンの日本向け出荷を為し得る状態が本件白葱売買開始要件とされる理由は、当該スペースと収量との相関が品質・規格の一応の目安であると共に安定的供給体制創設の確認を意味することにある。農場渡し価格のスライド方式に基づく算定の考え方は、一定期間における出荷数量の最大目標値設定及びそれを上回る出荷数量が予定される場合の別途協議と関連するものと言え、日本市場における需要予測に基づき算出された数量を超える出荷が予想される場合には、価格低減や出荷調整が必然的に要求されるものである旨の思考に裏付けられている。一定スペースにおける収量増が一定品質・規格の維持を通じて実現されたのであれば、それを生産者側の努力の成果と認識し、一定のボーナスとして買入れ価格（農場渡し価格）を上げ、逆に収量減の場合には一種のペナルティーとして買入価格を下げる、といった手法が生産性向上や生産効率という視点からは導入されて然るべきだが、本契約にあっては、日本市場における需給バランスとの相関でのみ買入価格が定められる仕組みになっていると言えよう。

第9条には白葱の収穫に関する甲の各種義務が規定されている。即ち、①丙派遣技術者の指示に従って所定の手順通りに収穫作業を行うこと、②収穫された作物を丙派遣技術者の指示に従って各圃場から選荷場に輸送する手段を手配すること、③丙派遣技術者の指示に従って収穫器具を手配し且つ当該技術者が適切と認める形態でその保管・管理を行うこと、④丙派遣技術者の指示に従って収穫に必要な作業人員を確保すべきこと、が定められている。収穫作業も予め定められたマニュアルに従うべきこととされているが、栽培された白葱自体の品質・規格に問題が無くとも収穫の段階でそれ迄の努力が水泡に帰すが如き事態に至らない様な手法が講じられるべきこと当然であろう。各圃場から選荷場への輸送手段の手配、収穫器具の手配及び保管・管理、収穫作業人員の手配は全て甲の義務としつつ、それらの履行は全て丙派遣技術者の指示に従うべき旨が明記されており、第3条等と同様の認識に基づく規定手法である。

第10条には白葱の加工に関する甲の各種義務が規定されている。即ち、①乙及び丙が要求する条件に合致した集中加工場を甲の費用負担で設置すること、②収穫された作物を丙派遣技術者の指示に従って各圃場から選荷場に輸送する手段を手配すること、③丙派遣技術者の指示に従って白葱加工に必要な作業人員を加工作業に必要な期日迄に確保すること、④丙派遣技術者の指示に従って加工作業人員をダンボール箱の組立、収穫、根切り、一次葉切り、皮剥き、二次葉切り、泥落とし、結束、箱詰の順に流れ作業となるように配置すること、⑤加

工作業に際しては丙派遣技術者の指示に従い且つ所定の出荷基準を厳守すると共に、加工作業において白葱を折ったり傷付けることのない様に注意して取り扱うこと、⑥丙派遣技術者の指示に従って加工作業に必要な数の包丁、鋏、結束器その他の加工器具を手配すると共にそれらを何時でも利用出来る状態で保管すること、⑦丙派遣技術者の指示に従って加工作業終了後に全ての加工器具の手入れを必ず行うこと、⑧丙派遣技術者の指示に従って箱詰が完了した白葱を安全で且つ品質劣化を生ぜしめない条件で移動・保管出来る手段と場所を手配すること、⑨丙派遣技術者の指示に従って箱詰が完了した白葱の梱包箱に加工日時及び加工班名を誰が見ても同じく判読出来るよう明確に記載すべきこと、が定められている。他条項と重複する規定があったり、前条の収穫作業と本条の加工作業との区別が不分明であったりと規定上の混乱は見受けられるが、第3条等と同様の認識に基づき、具体的な加工作業のフローに準じて詳細な規定が為されている¹⁵⁾。作業人員の手配・確保は労働集約型の本事業の円滑な実施の為に不可欠であるが、それらの者については常雇用ではなく事業の進捗に応じた適宜の手配・確保が必要であり、殊に所謂人海戦術を要する収穫（第9条）、加工及び出荷（第12条）に関する各作業の為に人員手配・確保義務を明記したものであろう旨思料される。第9項の加工班名を梱包箱に明記すべき旨の規定は、当該作業に関する責任の所在を明らかにし、問題発生時の責任追及を容易にする為のものであり、この手法は他業界でも多用されている。

第11条には梱包済み白葱の保管に関する甲の各種義務が規定されている。即ち、①丙派遣技術者の指示に従って常時摂氏1度から2度に保管出来る完全な冷蔵庫を確保し、その冷蔵庫にレコーダーを設置して予冷を行うと共に、予冷後に梱包済みの白葱を上記温度で保管すること、②冷蔵庫の管理責任者を定め、その者の氏名を文書を以て乙及び丙に報告すると共に、その者をして冷蔵保管中の白葱の品質劣化や腐敗防止の為に管理を為さしめること、③保管業務の実施に際して十分な注意を払うこと、④保管時の梱包済み白葱の取扱に際しては必ず両手で持ち、別の作業員に渡す時には必ず手渡しすることとし、投げたり落したりしないこと、⑤冷蔵庫に故障が生じた場合は、丙派遣技術者の指導により文書で作成した又は当該技術者が口頭で伝達したマニュアルに則った処理を行うと共に、その状況と処理方法について乙及び丙に遅滞なく報告すること、⑥保管場所がコンテナとなる場合も第1項乃至第5項が適用されるべきこと、が定められている。白葱に限らず農水産物の開発輸入の隆盛は保管・輸送技術の向上に支えられていると言えるが、その実効性は手順通りの作業対応によってのみ担保されるものであり、この保管業務の甲による実施に関しても、栽培や加工業務と同様に詳細且つ具体的な記述が為されている。屋上屋を重ねるが如き表現や微に入り細に渡った記述もあるが、その必要性を主張せざるを得ない乙及び丙の立場と本事業の性格が理解されるべきである。

第12条には梱包済み白葱の出荷に関する甲の各種義務が規定されている。即ち、①丙派遣

技術者の指示に従って出荷業務に必要な作業人員を確保すること、②作業人員に十分な注意を払って出荷業務をさせること、③梱包済み白葱を庫内から搬出する時、及びコンテナに搬入する時には、一個ずつ両手で持ち、下から順に積み上げて行き、投げたり放り出したりしないこと、④庫内から搬出する時、コンテナに搬入する時、及びコンテナから搬出する時の個数の記録を毎回つけるべきこと、が定められている。この出荷業務に関しても、栽培、加工、保管業務と同様に詳細且つ具体的な記述が為されているが、作業マニュアル等に規定される様な事項や、特定の業務遂行上当然視されるべき事項までもが、この基本契約書の本文中の条件として位置付けられていることに留意する必要がある。

第13条には商品としての白葱の検査・検品に関する規定が設けられている。即ち、①船積前の検査は乙又は丙若しくは丙派遣技術者によって実施され、甲はその検査結果に異議を留めないこと、②当該検査は乙又は丙が別途指示する日本の品質基準に基づく商品規格に則って行われること、③甲は当該商品規格に基づく検品及び合否判定を為し得る技能を持つ検品者を育成すべきこと、が定められている。日本仕様の商品・日本市場を徹底的に意識した白葱であるか否かを判定すべく、その物差しとされる日本における品質基準・商品規格¹⁶⁾の厳守が要求され、またその実効性を担保すべく、商品輸入者側の判定及びその結果の絶対性が明記されている。更に、生産性や経済効率の向上という見地からも、当該品質基準・商品規格の内容を予め甲に知らしめると共に、それらに基づく合否判断を下し得る技能を持った検品者の育成を甲に義務付けている。基準・規格の事前指示や検品者の育成と生産性や経済効率の向上とは一見無関係のようであるが、基準・規格の内容を「共通知」とすることにより、栽培から出荷までの一連の作業から生じる不合格品の比率¹⁷⁾（不良率）の低減に向けた約定通りの甲による取組が期待でき、また検品者の育成は甲の基準・規格意識の向上を通じた不良率低減効果のみならず、輸入者側の検査・検品作業上の負担軽減効果も期待できるものである。不良率の低減は当然のことながら本契約当事者が等しく指向するところであるが、この規定は、当該品質基準・商品規格に適合しない白葱を日本市場に流通せしめない為の防禦措置を表現するのみならず、当該品質基準・商品規格に適合する白葱の甲による安定的栽培と供給の実現を強調するものと言える。

第14条には前条の検査・検品の結果、不合格と判定された白葱の処理に関する規定が設けられている。即ち、①不合格品は中国内でのみ販売可とされ、中国からの如何なる輸出も認められないこと、また甲の直接の販売先が中国内の企業、人民又は政府であっても、最終仕向地が中国以外の外国（日本を含む）となる販売ルートへ不合格品を流してはならないこと、②甲は、中国内における不合格品の販売形態について乙及び丙の指示に従うべきこと、が定められている。日本向け商品としては不適格である旨判定された白葱は、一定の制約下で中国市場のみにおける販売・消費が認められ、日本を含む中国以外の地域を最終仕向地とする甲の販売は禁止される。一定の品質や規格に適合しない産品であっても所謂二級品とし

での販売は少なくとも理論上は可能であるが、当該市場における需要や嗜好との相関や合格品の値崩れ防止等の見地から、廃棄を含む市場供給停止の取扱が為されることが一般的である。本件にあっては、甲によるコスト回収という見地から中国内に限定した販売のみが容認されているが、その商品性・市場性に関する評価と共に、中国からの輸出販売に要する保管・輸送コストの発生の抑止要求も斯かる処理の合理性を裏付けるファクターと言える。不合格品の甲による中国内限定販売の実効性を担保する目的で、その販売形態に対する乙又は丙の指示が規定されているが、第3条11項に鑑みれば、その指示は広範且つ詳細なものであろう旨思料される。

第15条には白葱の栽培、加工、保管、輸出に関する乙の役割が規定されている。即ち、①種子、農薬、肥料等の資材、及び農業機械、葱皮剥き器の中国向け輸出を行い、甲との契約の当事者となること、②白葱の成育状況の丙に対する報告システムを確立すること、③白葱の栽培、加工、保管、輸出に要する費用の見積りとコスト分析を行うこと、④丙と共同して船腹手配を行うこと、⑤梱包済み白葱の日本向け通関手続を行うこと、また乙丙間で定めたシッパー¹⁸⁾との売買契約を締結すること、⑥白葱の栽培、加工、保管、輸出に関する企画・立案を丙と共同して行うべきこと、が定められている。一般に、商社介在型開発輸入は金融機能を除けば海外産地開拓と輸出入手続対応を主たる目的として採用され、契約に基づく一連の業務に実質的な当事者性を以て商社が関与する例は少ないと言われているが、本件にあっては斯かる認識の妥当性が明らかにされていると言えよう。種子、農薬、肥料等の資材は全て丙によって甲に対し供給されるものである旨第4条に明記され、また農業機械、葱皮剥き器は丙によって甲に対し無償供与されるものである旨第5条に明記されている。前述の如く、種子、農薬、肥料等の資材供給の無償性に関しては、農業機械や葱皮剥き器供与の場合とは異なり明確には規定されていないが、当該無償性は合理的に推定され、何れも実質的には丙の義務として位置付けられる。このことは後述第16条の規定からも明らかである。斯かる事実を鑑み、乙は、種子、農薬、肥料等の資材に関しては形式的な供給者として、また農業機械や葱皮剥き器に関しては形式的な貸与者又は贈与者として位置付けられるに過ぎず、それらに関する中国向け輸出契約の当事者性は全く形式的なものであると言える。白葱成育状況を最も正確に把握しているのは丙派遣技術者であり、丙に対する報告も当該技術者によって為されることが最も効果的且つ効率的と言え、乙による報告システムの確立云々は実態を伴わない規定であろう旨思料される。本契約に基づく一連の業務に関する費用の見積り及びコスト分析は、商品輸入者側の立場からは殊に第8条に定める価格との相関で非常に重要な事項であり、それらに手慣れた乙の主体的役割は期待できよう。しかしながら、本事業の採算性如何等の相関で、本契約締結前の段階で少なくともその基本スキームに関する検討・協議が三者間で行われていた旨思料することが相当であり、乙の役割の一つとして規定されていることの意味は、斯かる基本スキームに関する現実的応用問題としての市場動向・需要等

との相関や輸送費用等の変動に起因した本事業の採算性・収益性分析及び対処手法立案を乙が担当すると言った程度のものであろう。丙との共同作業として船腹手配及びシッパーの選定並びに栽培・加工・保管・輸出に関する企画・立案が規定されているが、本事業の実質的な実施主体が丙及び甲であること明白であり、一部の得意分野への対応を除けば、乙は所謂商権確保の為に本事業に参画し且つ本契約の当事者としての地位に就いているに過ぎないと言い得る。シッパーとの間における日本向け梱包済み白葱に関する売買契約の当事者として乙が指定されているが、シッパーから購入した白葱の全量を丙に販売する形になり、単なる商権維持と転売利益確保の口実に過ぎないものである。

第16条には白葱の栽培、加工、保管、輸出に関する丙の役割が規定されている。即ち、①作付け品目、農薬の種類と数量、肥料の種類と数量を決定すること、②梱包資材を選定すること及び梱包規格を決定すること、③日本の品質基準に基づいた商品規格を決定すること、④甲に対して技術者を派遣し、栽培から船積までの作業手順を指導すること、⑤梱包済み白葱の保管用冷蔵庫の温度条件を設定すること、⑥輸入計画を決定すること及び計画数量相当の梱包済み白葱の乙よりの引受を確実に行うこと、⑦白葱の栽培、加工、保管、輸出に関する企画・立案を乙と共同して行うこと、⑧種子、農薬、肥料、農業機械、皮剥き器を甲に供給すべきこと、が定められている。第2条以下の規定からも明らかな如く、本事業は丙の主導的役割を通じて実施される、日本国内での販売も丙が担う、日本市場の動向や需要予測に基づいて丙が作付け数量等を決定し且つそれに要する資材等を甲に供給する、更に計画実現の為に栽培から出荷までの一連の業務の甲による適切な遂行を技術者派遣を通じて指揮・監督することとされている。即ち、丙にとっては、自らの輸入販売計画の実現を目的としたサイトにおける自らの作業なのであり、形式的には丙が乙に発注した白葱の全量を丙が乙から購入することになるが、当該目的物の生産・供給等は、実質的には丙が主体的役割を演じることを以て実現されるものと言える。

第17条には規定外事項等に関する協議について、第18条には契約書作成言語相互の優先性について、また第19条には契約解釈に関する準拠法について規定されているが、何れも所謂一般条項に類別される条項であり、開発輸入契約に特徴的なものとは言えない。

III. むすびにかえて

上述の契約事例から垣間見ることが出来る中国からの白葱の開発輸入のポイントは以下の如くである。

- ①日本市場の動向や需要を知悉した又は適切に予測し得る我国青果業者が、種子・農薬・肥料等の資材、梱包材、及び機械・器具を中国生産者に提供することによって実現されるものであること。

- ②栽培・加工・保管・出荷という一連の作業は中国側生産者によって遂行されるが、それらは全て詳細且つ具体的なマニュアルに基づき且つ我国青果業者が派遣する技術者の指揮・監督の下に実施されるものであること。
- ③中国側生産者からの適時な報告を通じて白葱の成育状況を含む一連の作業の進捗状況が日本側に把握されており、必要な指示が派遣技術者を通じて為されるシステムになっていること。
- ④栽培品目、その数量や品質・規格は我国青果業者によって決定され、中国側生産者には何らの裁量の余地も認められないものであること。
- ⑤一定の品質・規格に達しない不合格品は日本側の了解の下に中国内でのみ処分され、その販売形態等につき中国側生産者には何らの裁量の余地も認められないものであること。
- ⑥中国側生産者との取引に適用される商品価格条件は日本市場における需給バランスを第一義的基準として定められ、出荷増が単格逋減に繋がるスライド方式が採用されていること。
- ⑦開発輸入契約締結に至る過程における我国商社の機能は格別、斯かる契約に基づく事業の実施という見地からは、商社の役割が大きいとは言い得ないものであること。

以上からも明らかな如く、日本市場の動向と需要予測に基づく日本仕様品の生産受委託としての性格を有する開発輸入は、輸出国の経済的厚生への貢献、即ち、生産者側への栽培・加工技術や経営管理ノウハウ等の移転及び換金作物生産に向けた構造改革の促進と言う側面を有するものの、生産者側の事業・取引上の交渉・裁量の余地や自由な研究開発等を一切認めない発注者側完全主導型のビジネス手法であり、輸入の増加を理由とする輸出国側の負担の下に位置付けられるセーフガード措置の発動の是非は慎重に検討される必要がある。殊に我国はGATT-WTO体制の恩恵を最も享受して来た国の一つでもあり、「GATT-WTOで認められている権利を行使して何が悪いか」といった短絡的な発言は禁物である。また、所謂自主規制を輸出国側に要求することの問題をGATT-WTOとの相関で認識しておく必要もある。食料品や繊維製品の分野に限らず、日本市場を見据えた各種製品の生産拠点の国際化を多大な労苦を以て実現して来た企業の活力を減殺せしめるが如き政策は採られるべきではなく、また開発輸入に何らかの制限を加えるべき旨の立法措置に国民的合意が得られるのであれば格別、開発輸入は発注者側の完全な指揮・監督と生産者側の従属と言う対等な契約関係とは程遠い形で展開されている事実をも認識すれば、輸出国や生産者側に第一義的な負担を強いるセーフガード措置の発動には慎重になるべきこと当然ではなからうか。

付記：

脱稿後、我国政府は、対中関係の悪化を回避すべく、2001年11月8日の暫定緊急輸入制限措置期間満了後のセーフガード措置正式発動を見送り、中国側との話し合いによる問題解決を模索する方針を固め、以後、一種の輸出自主規制を中国側に求める政府間乃至民間レベルの

協議を重ねてきたが、同年12月21日に、WTO協定との相関上所謂灰色措置としての疑いを禁じ得ないものであるが、建前上は具体的貿易量に関する政府間取決めと言う当該協定違反の手法を回避した形で、官民合同の「日中農産物貿易協議会」を通じた適正貿易量に関する共通認識の形成を図る方策を採用した。しかしながら、中国からの農産物輸入問題は、基本的に我国企業による開発輸入との相関で論じられるべきものであり、その意味では、日中間の国際問題では無く我国の国内問題として認識されるべきである。従って、当該協議会における意見交換や協議に際し、斯かる認識に基づく対応が我国関係者に今後強く求められることになる。

注

- 1) 開発輸入 (Development-Import) とは、物価が高く、自国で作ると人件費や原材料費がかさむ国の事業者が、それらの相対的に低い国の事業者に製品の仕様書を提示し、思いどおりの製品を低コストで輸入する方法を意味し、食料品や衣料品などの分野における大型小売店のPB開発などにしばしば見られる(「経済辞典」有斐閣 1998年, 120頁)。
- 2) 朝日新聞 2001年7月8日付け朝刊1面参照。
- 3) <http://www.nouminren.ne.jp>, 日本経済新聞 2001年7月8日付け朝刊16面, 7月15日付け朝刊18面, 7月18日付け朝刊37面, 7月22日付け朝刊18面参照。
- 4) Agreement on Safeguards Articles 6, 7 参照。
- 5) 金子晃・田村次朗「WTO (国際貿易機関) ——GATT/WTO ルールの変遷と今後の展開」同文書院インターナショナル 1997年, 88頁参照。
「セーフガードは急激な貿易変動による被害を緩和するためのもの」という全国農業協同組合中央会山田俊男専務理事の発言(日本経済新聞, 2001年7月8日付け朝刊16面)には、比較優位産業構造への転換猶予期間としてセーフガード措置期間が定められているものである旨の基本的視点が欠落している。
- 6) 朝日新聞 2001年5月27日付け朝刊13面参照。
- 7) 契約に至った経緯・背景や当事者の基本的意図が表現される WHEREAS CLAUSE, RECITAL CLAUSE, PREAMBLE 等と称する前文を条件に先行して規定することが伝統的且つ一般的な英米契約とは異なり、我国や中国の契約にあつては、契約書本文中の条件として最先に当該契約の主旨や目的が表現される規定を設けることが多い。
- 8) 本件の場合には、それらが無償支給される旨の明文規定は無いが、他条項との関係等から、当該事実は合理的に推定される。
- 9) 民法第420条参照。
- 10) 国際商業会議所 (ICC) が定めるインコタームズに基づけば EX (factory etc.) を意味し、所謂座売り条件である。
- 11) 一段の10分の1で、約30坪 (100m²)。
- 12) 受託者は原材料等の輸入税を支払って内国貨物とし、加工品の輸出時にその相当額の還付を受けることとなる。
- 13) 受託者は、無為替輸入した原材料等を保税の状態加工し、当該加工品を保税の状態無為替輸出することが一般であるが、保税措置が認められない場合には、賦課された輸入税——無為替輸入であっても輸入税が賦課されることがある——を納付した上で、加工品輸出時にその相当額の還付

を受けるという手法を余儀なくされることもある。

- 14) 本来の買入れ価格から資材代金相当額を減じた価格とする手法で、実質的には一種の相殺である。
- 15) 我国では「常識」と思われる様な事項をも、別途定められるマニュアルや基準書ではなく基本契約書に規定することの意味が理解されなければならない。
- 16) 農水省が1970年に通達を以て定めた出荷時の野菜の大きさや形の基準となる野菜標準規格は、仕分け・流通経費削減の見地から廃止されることとなった（朝日新聞 2001年6月27日付け朝刊3面参照）。
- 17) 白葱の不良率は平均で約2割と言われている（朝日新聞 2001年7月1日付け朝刊31面参照）。
- 18) 甲が輸出業務を行い得る公司ではない為に、中国からの商品輸出にはシッパーを利用せざるを得ない。従って、本件の場合、白葱の売買関係は甲→シッパー→乙→丙ということになる。